

# 西宮市立若竹生活文化会館・若竹公民館の 施設使用料を改定します

日頃より西宮市立若竹生活文化会館・若竹公民館をご利用いただき誠にありがとうございます。

本市では、施設使用料に関して「負担の公平性」「透明性の確保」「定期的な見直し」の観点から「西宮市施設使用料指針」を策定しており、3年ごとに施設使用料を再計算した上で必要に応じて見直しをすることとしております。

令和4年度が見直しの時期だったところ、新型コロナウイルス感染症等の影響により見直しを先送りしておりましたが、このたび西宮市立若竹生活文化会館・若竹公民館の使用料について、以下のとおり改定することといたしました。

今後も、より多くのおみなさまに利用していただける施設を目指して経費節減等に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

※「西宮市施設使用料指針」は、右の二次元コードから市ホームページをご確認ください。

## 記



### 1. 改定時期

令和7年10月1日利用分より、新料金が適用されます。

### 2. 改定内容

部屋／区分	各区分共通料金	
	現料金（円）	新料金（円）
	(1)9時～10時30分、(2)10時30分～12時 (3)12時30分～14時、(4)14時～15時30分 (5)15時30分～17時、(6)17時30分～19時 (7)19時～20時30分、(8)20時30分～22時	
講堂	1,700	2,550
和室	750	1,100
第1集会室	500	500
第2・3集会室	900	1,050
第4集会室	300	300
第5集会室	350	450
第6集会室	500	550
料理実習室	700	700
第2会議室	350	500

※使用者が本市住民以外の者の場合、本表に規定する額の2倍額とします。

以上

【使用料の改定内容について】 若竹生活文化会館 電話(0798)67-7171 (月～金曜日 9:00～16:45・祝日は除く)	【施設使用料指針について】 財政構造改善推進課 電話(0798)35-3475 (月～金曜日 9:00～17:00・祝日は除く)
---	---